

令和6年第10回加賀市農業委員会定例総会

令和6年10月24日(木)

開会（午後 1 時 30 分）	
事務局（東出）	これより令和6年第 10 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 本日は、農業委員の現委員 13 名のうち 12 名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、12 名のうち 11 名の出席を頂いております。 また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に幸前委員、水上委員、事務局職員 1 名の計 3 名で行いましたことをご報告いたします。 それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。
議長挨拶	
議長(中村会長)	皆さん、こんにちは。（あいさつ等） それでは、令和6年第 10 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
議事録署名員の指名	
議長(中村会長)	初めに議事録署名員の指名をいたします。 3 番 幸前委員を指名します。
議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案 第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	議案第 30 号 [REDACTED] ほか

	1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。 整理番号1番 [] の譲受人が近隣の農地を取得するものです。現在、この農地は譲受人が耕作しています。今回譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、農地を維持管理するために売買で取得するものです。 整理番号2番 [] の譲受人が農地を取得するものです。現在、農地は畑になっており、譲受人が家庭菜園として野菜を耕作しております。譲受人の自宅と隣接しているため、農地取得後は継続して畑として農地を維持していくものです。 以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第30号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について	
議長（中村会長）	それでは、議案 第31号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は賃貸借の設定による移転が1件、面積の合計 2,315 m²です。

	が、の所有地である農地2筆を10年間賃貸借にて利用権設定を新規に行う案件です。尚、農地の耕作については、大豆及びブロッコリーの作付けを令和6年度の共済細目書の計画書で確認しております。 以上この1件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。 議長（中村会長） それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 議長（中村会長） （意見、質問なし） なければ、これより採決に入ります。 議長（中村会長） 議案第31号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 議長（中村会長） （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。
幸前委員	それでは、報告します。 1番の転用目的は駐車場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。 以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	ご説明します。

議長（中村会長） 議長（中村会長） 議長（中村会長）	1 番は [REDACTED] にあり、畑 2 筆、面積計 15.72 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は申請地の隣接地に居住しており、申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため許可相当に該当するものと考えます。 説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし） なければ、これより採決に入ります。 議案 第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全会一致により、適切と認めます。
議案 第 33 号 非農地証明願について	
議長（中村会長） 幸前委員 議長（中村会長）	次に、議案 第 33 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、幸前委員から報告をお願いします。 それでは、報告します。 1 番は住宅が建っており、農地の状態ではないと判断しました。 2 番は作業場が建っており、農地の状態ではないと判断しました。 3 番から 6 番は現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。 報告は以上です。 それでは、事務局から説明してください。

事務局（橋本）	ご説明します。 1 番は [] にあり、畑、2 筆、面積計 687 m²です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。昭和5年頃から家が建築されたもので、住宅が現存しており農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。 2 番は [] にあり、畑、面積 376 m²です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ農地であることが判明したものです。昭和 14 年頃から家などが建築されたもので、その一部跡地で作業場が現存しており農地の状態ではないため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。 3 番から 6 番は [] にあり、田2筆、畑4筆、面積計 278 m²です。この度、[] に関する事業で申請地を進入路として活用するため登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 33 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

報告 第 19 号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	次に、報告第 19 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。 今月の届出は1件、田1筆、面積 241 m²です。この件は、先月の議案で農地転用5条申請を行いました、中間管理機構の賃貸借契約が結ばれており、解約にむけ合意解約書が提出され、公益財団法人いしかわ農業支援機構の同意印をもらっています。 以上、この件について解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無くなり適当と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、終わります。
報告 第 20 号 農地利用最適化活動について	
議長（中村会長）	次に、報告 第 20 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和6年 第 10 回加賀市

	農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後１時５１分）	